

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第14号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年12月25日 15時30分ごろ	
発生場所	北海道増毛町雄冬港北防波堤灯台から真方位338°7海里付近 (概位 北緯43°51′ 東経141°17′)	
事故等調査の経過	平成21年3月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官 (函館事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第三 <small>かいうん</small> 開運丸、160トン	
船舶番号、船舶所有者等	132871、小樽機船漁業協同組合	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 漁ろう長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、雄冬港沖で、船首を西に向け、約1ノットの微速力前進状態で船尾から沖合底びき網の揚網作業中、船首方からの風浪及び潮流により船体が網方向に流され、平成20年12月25日15時30分ごろ、同網が可変ピッチプロペラに絡網して航行不能となり、僚船によりえい航されて小樽港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西 海象：波高 約1m、潮流 西からの波及び東への弱い潮流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は揚網作業中、可変ピッチプロペラの翼角増減により、推進器に絡まないよう、船体と網の間隔を保っていたものと考えられる。 当時、西風が吹き、波高約1mの西からの波及び東への弱い潮流があった可能性があると考えられる。 可変ピッチプロペラの翼角は微速前進状態であった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船首方から風浪を受ける状況で揚網作業中、気象及び海象を考慮した網が推進器に絡まないよう可変ピッチプロペラの翼角増減による適切な措置がとられなかったため、発生した可能性があると考えられる。	